

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 農地整備課

法令名	土地改良法	法令番号	昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号		
手続名	目的外用途使用者等からの特別徴収	根拠条項	第 9 1 条の 2 第 1 項		
処 分 基 準	<p style="text-align: center;">目的外用途使用者等からの特別徴収</p> <p style="text-align: center;">佐賀県営土地改良事業分担金等条例で特別徴収金徴収の基準が規定されており、それに基づき徴収する。</p>				
	対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	農地整備課	交付 機関
				目次	9